

月刊 労運研レポート No. 80

2021年2月10日号

<巻頭言> 差別をなくし、雇用も、賃金も、勝ち取ろう・・・	伊藤 彰信	2P
コロナ禍が浮かび上がらせたこの国の現実・・・	藤村 妙子	3P
「年越し支援・コロナ被害相談村」に参加して・・・	清掃青年部	8P
「飲食店関連コロナ集中労働相談」から見えてきたもの・・・	須田 光照	9P
生活困窮者支援行動と労働運動・・・	河添 誠	11P
会計年度任用職員制度と人勸制度の矛盾を考える・・・	森 哲二	13P
韓国におけるコロナ禍でのホームレス対応・・・	白石 孝	17P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

<21 非正規春闘>

差別をなくし、雇用も、賃金も、勝ち取ろう！

伊藤 彰信（労運研事務局長）

21 春闘は、コロナの影響で賃上げどころではないというムードが漂っている。中西経団連会長は「事業の継続と雇用維持を最優先に」と訴えた。労働側にもベア要求を見送った労組、ベアを重視しない労組がある。

問題は「賃上げを我慢すれば雇用が維持されるのか」である。確かに正社員の雇用は維持されるかもしれない。出向を応援する産業雇用調整助成金制度が創設されるので、企業グループの中で移動することも可能かもしれない。しかし、非正規労働者の雇用は誰が守ってくれるのだろうか。このコロナ災害によって、解雇・雇止めは 8 万人に達している。その半数は非正規労働者である。非正規労働者は、雇用が維持されたとしても休業手当が支給されない、休業手当が支給されたとしても元々の賃金が低いので生活できない状況に置かれている。特にパートやアルバイトで働く女性のうち、休業手当を受け取れたのは 3 割ほどである。

非正規労働者に「雇用か、賃金か」の選択の余地はない。「雇用も、賃金も」保障されなければ、生活できないのである。「自助、共助、公助が目指す社会像」という菅首相は「最終的には生活保護」と発言して、働くことのセーフティーネットをつくることなく、貧困と格差の拡大を容認している。日本の労働運動は、資本家の「雇用か、賃上げか」の脅しに屈服し、雇用の調整弁としての非正規労働者をつくりだしてきた。相変わらず、民間大手正社員の賃上げが、公務員の賃上げや最低賃金の引き上げにつながるという波及論を採用している。

21 非正規春闘の課題は、非正規差別をなくすこと、賃金の底上げを図ること、雇用を守り・つくることである。そして、このコロナ災害の下でエッセンシャルワーカーとして働く正規・非正規の現業労働者が団結して、地域から企業の枠を超えた運動をつくり上げなければならない。統一した要求がなければ共闘はつukれない。①非正規差別をなくすこと。すなわち、就労保障制度をつくり正規化を要求し、本当の意味で「同一労働同一賃金」を実現し、非正規労働者の退職金制度をつくり、安全衛生対策においても差別されることなく、社会労働保険が等しく適用されるようにすることである。②賃金の底上げを図ること。すなわち、いますぐ企業内最賃 1100 円の実現し、時給 1500 円をめざして地域最低賃金を大幅に引上げ、全国一律制にすることである。③雇用を守り・つくること。すなわち、地域における職業紹介、職業訓練など非正規労働者の雇用安定制度を整備し、雇用をつくりだすことである。

これらの要求を「同一の使用者」の枠を超えて正規と非正規の共通かつ横断的な要求とすることによって連帯が生まれ共闘ができるのである。

デジタル化やカーボンニュートラルは産業構造の転換である。政府財界は「失業を伴う労働力移動」に踏み込んだ。労働側は「企業利益あつての賃上げ」ではなく、「8 時間働けば暮らせる社会」を実現するために労働市場をどう支配していくのが 21 春闘で試されている。

＜年越し支援・コロナ被害相談村＞

コロナ禍が浮かび上がらせたこの国の現実

藤村 妙子（全国全労協常任幹事）

2020年12月29、30日、2021年1月2日（全日10時～17時相談受付）に新宿区大久保公園において「年越し支援・コロナ被害相談村」（以下「相談村」）が弁護士や労働組合が中心となり開設された。私は、全日ボランティアで受付を担当した。この文書は「相談村」の記録とこの相談村から明らかになったこの国の現実に対する労働組合として今後行うべき課題や方向性について考えていくための問題提起を行うためのものである。



相談村を急遽開設

コロナ禍の中で、職や住居を失う人たちがたくさんいることは、市民団体や労働組合の相談の中で明らかになっていた。とりわけ年末年始に困難な状況が集中するであろうことは、2008年末～2009年年始に取り組まれた「年越し派遣村」の経験から明らかだった。

そこで、棗弁護士らを中心とした弁護士グループと年越し派遣村を経験した連合・全労連・全労協の有志が急遽集まり「相談村」の開設に向けた準備が開始された。どこに相談場所を作るのか？各種機材の準備はどうするのか？相談対象となる人にどのように伝えるのか？開始までのわずかの間に決めなければならないことはたくさんあった。しかし、「年越し派遣村」の経験、またこの間の国会前行動などを通して積み重ねてきたノウハウや信頼関係が役立つかな間に準備を進めることができた。

また、行政の側も「年越し派遣村」時のように「どうしたらいいか・・・」と無対応ではなく、年末年始の生活保護相談受付の窓口の開設（足立区・板橋区・江戸川区・大田区・新宿区・豊島区など）、東京都における宿泊施設の確保（100室）などが行われていた。こうした行政側の施策と相談者を繋げることも役割の一つとなった。

新宿大久保公園での「相談村」の概要

新宿区大久保公園は、新宿の繁華街「歌舞伎町」そして様々な国の飲食店などが集中する「職安通り」に近く、更に東京都が越年用に用意したビジネスホテルの受付窓口「TOKYO チャレンジネット」（年末・年始の受付は12/29.30、1/2）の「東京都健康プラザハイジア」のビルのすぐそばにああった。大久保公園は「TOKYO チャレンジネット」相談者を誘導し、宿泊手続きができる好都合な場所だった。（ただし、都は宿泊場所の提供と防災用のアルファ米とカップ麺、缶詰というわずかな食糧を渡すだけ）。公園の周りには塀があり、夜間は出入り

禁止となっている。遊具もなく、平均台のような柱一本の「ベンチ」・喫煙所・バスケットコートがある公園らしからぬ公園だった。

ここへの相談は、1月3日の集計によると、相談者総数 335 名、女性 58 名、外国籍約 20 名。相談者の年代は、30 代 52 名、40 代 74 名、50 代 71 名、60 代 55 名と働き盛りの年代が多かった。2008～9 年のリーマンショック時の派遣村に比べると、相談者は広範な年代・性別・国籍に及んでいる(派遣村では 6 日間 505 名の相談者。うち女性は 5 名)とのことなので、今回のコロナが直撃している実態が浮き彫りとなった。特に女性たちはキャリーバッグを引きながら相談に来る人が多く、「友人宅を転々としている」「DV から逃げている」などの相談者がいた。

滞日外国人を襲う困窮

私は、連日マスコミ向けに行われるプレスリリースに記録のために参加した。その際、マスコミがインタビューできた人の中から特徴的な相談を報告したい。

① <元技能実習生 岐阜の縫製工場が倒産 国に帰れない>

30 歳台女性ベトナム人。半年働いていた岐阜の技能実習していた縫製工場が倒産した。本来なら、送りだし機関と受け入れ機関が何らかの対応をしなければいけないのに何にもしてくれなかった。自分たちを支援してくれている人に勧められて相談村に来た。今はベトナム人女性 3 人で共同生活をしているが、オーバーステイになっていて「仮放免中」なので仕事ができない。

② <東京福祉大学のずさん管理により留学資格が無くなったがコロナで国に帰れない>

20 代男性 2017 年から留学、20 代女性 2016 年から留学。東京福祉大学は、留学生への杜撰な指導により文科省から指導を受けた大学。彼と彼女は 2019 年 11 月に留学生としての在留資格がなくなってしまった。以降は、「帰国準備」の一月単位での在留資格で日本に滞在していたが帰国準備をするための手続きをしている最中にコロナが発生した。ベトナムは海外からの渡航を原則禁止しているために帰れない。留学する時もたくさん借金をしてきたが、今は親からの仕送りで生活している。彼女は、介護福祉士の試験に合格しているので介護現場で働ける可能性があるのに大学側も入管もその情報を本人に伝えていない。住まいがあるが、所持金は二人合わせて 2 万円。いつまでも親に頼れない。ベトナムに帰りたいがいつ帰れるかわからないので不安。

③ <ミャンマー・カティン族の難民、今は「仮放免中」公園で野宿>

「仮放免中」なので働けない。ミャンマー人のコミュニティでどうにか支えられて(カンパや食料をもらったりしていた)どうにか生活してきたが、今はコミュニティの仲間も大変になり、最近戸山公園で野宿をしている。公園の芝生の上に銀色の保温シートを巻いて寝ている。同郷の日本語ができる女性が相談村のことを知り、戸山公園から連れてきてもらった。食事満足にしていなかった状態だった。相談後は「暖かく迎え入れてくれて感謝している。」と何度も語っていた。

「一緒に踏ん張ろう」

この他の相談者については紙面の都合で割愛したいが、ほとんど人の所持金は 1000 円以下。

中には、「相談村に来るための電車賃も節約するため江東区東大島の公園から朝 4 時半に起きて歩いて来た」人。幼児 2 人を連れて夫婦で相談に来た人もいた。「休業補償を要求したら、わずかな補償金はくれたが『もう仕事はないから次の契約はしない』と解雇された人が相談後、都にホテルを紹介され「暖かいベッドに足を延ばして寝られるだけで希望が見えてきた」と語ってくれた。

生活保護には、抵抗感が強い人が多かったが 30 歳台の男性は「同世代の人に伝えたいことは『どんなにひどい状態になっても、早まってとんでもないことをしてはいけない。家族や国などの制度には頼れる時には頼った方がいい。こんな自分が言うのもおこがましいが、一緒に踏ん張りましょう』と伝えたい。」と語った。

「相談村」の意義も「一緒に踏ん張ろう」の言葉に表されていると思う。「一緒に踏ん張る」連帯した力を今後いかに継続した力として作り出せるのかが大きな課題だと思う。

<今後の課題>

「誰でもどこでも時給 1500 円、月額 25 万円」は急務

この「相談村」に来た人のほとんどは非正規雇用や派遣で働く人たちだった。多くの人たちは、コロナによって失業や休業、仕事のシフト減によってギリギリの生活を強いられ、相談に来たときは所持金が 1000 円以下だった。そして、多くの人たちがコロナ前は「月 15 万円～20 万円」の収入があったと語っていた。

この金額は、東京で生活するには、ギリギリの収入である（「ROOCH」という東京一人暮らしを指南する不動産サイトによれば、「収入の 3 分の 1 を家賃で使い残りを食費や通信費などの生活費約 11 万円で賄う」というのが平均的な東京での一人暮らしの人の家計とのことである）。事実相談者の一人は「派遣で働いていた時には 20 万円の収入があった。わずかであったが貯金もしていたが、11 月に失業してから貯金も使い果たし、年末には家賃(5 万 5 千円)や携帯代も払えなくなった。」(30 歳台男性)とのことだった。つまり、貯金は、失業してしまえば 2 か月くらいの生活費で底尽きてしまう程度しかできないという事である。月 15 万円の手取りしかない人はおそらく貯金すらできない。

今東京都の最低賃金の場合の収入は、 $1013 \text{円} \times \text{週} 40 \text{時間} \times 4 = 16 \text{万} 2080 \text{円}$ ここから税金や社会保険料を引くと手取りは 15 万円以下である。全労協は今春闘において「誰でもどこでも時給 1500 円、月額 25 万円以上」を求めているがこの金額であっても「8 時間働けば普通の暮らし」ができるギリギリでしかないが、実現に向けた闘いが急務であることが明らかになった。

働くうえで必要なワークルールを伝える活動を

更に、派遣やアルバイトで働いている人たちの多くは失業保険を受給していない。国の仕事の下請を行う仕事を派遣でしていた人でさえ「派遣は失業保険をもらえないと思っていた」という事だった。働くうえで知っておく必要がある最低限の知識を伝える学校教育や労働組合の教育宣伝活動の重要性を実感した。

また、企業側は、雇い止めや解雇をする際に失業保険などの今後の生活をするために必要

な手続きを丁寧に説明するように要求することも必要である。解雇や雇い止めについては、「会社の言いなりにならず同意する前に労働組合に相談するように」という宣伝—相談活動が重要であることは言うまでもない。

コロナによる失業・休業・収入減には最低生活補償を

そして、コロナ禍における補償については、日本では休業補償のための「雇用調整助成金」（日額最大1万5千円、請求申請の受付は昨年10～12月分が3月末、今年1～2月末分が5月末）がある。しかし、請求手続きが面倒な上に「請求したら、うるさいやつとにらまれて契約を打ち切られた」というような不当なことが行われていた。諸外国で行われているような国籍に関係なくコロナによる失業・休業・収入減に対して最低限の生活費を直接対象者に国や地方自治体が企業への確認を経ることなく補償する制度にすればよいと思う。

なお、こうした手続きにマイナンバーを活用するという動きがある。諸外国ではコロナによる生活補償金を納税のための口座に自動的に振り込まれていることをマイナンバーの活用で行おうとしているようである。そもそも日本の徴税方式は給与（又は年金）からの天引きの「特別徴収」方式が一般的で会社から住民税、所得税などが一括して支払われている。この制度は、戦時中に徴税の徹底という事で始まり、戦後も引き継がれている。この「特別徴収」制度が日本の労働者の納税者として自分が払った税金がどのように使われているのかということ意識し、為政者に物を言う権利意識を弱めているという意見もある。このような問題点や諸外国との違いを無視して「振込に便利」「諸外国のようにすぐに振り込むため」と労働者市民を国家による監視をするためのツールとしてある「マイナンバーカード」の取得に誘導しようとしている点も問題点として捉えておく必要がある。

生活保護は生存するための権利

コロナ禍にあって多くの人たちが生活苦の中で呻吟している実態をあぶり出した今回の「相談村」であるが、この生活苦を支えるセーフティーネットとしてある「生活保護」について「生活保護は受けたくない」という声が多く上げられた。こうした声は「相談村」に限らずこの間各種相談に寄せられている。こうした声を受けて相談を担っている地方自治体職員や議員、NPOなどの働きかけで、厚生労働省が生活保護は、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を国が補償するための制度であり、労働者市民が生存するための権利であるというアピールキャンペーンが行われた。

だがこうしたキャンペーンだけでは不十分である。現在生活保護を受け付ける際に行われている「扶養照会」という親族に扶養する意思や財政的能力があるか否かの調査への忌避感が非常に強い。多くの人、何らかの理由で「親兄弟には頼れない、頼りたくない」のである。「扶養照会」は止めるべきである。また、過去に生活保護受給者に対するバッシングが行われたが、この悪夢が多く意識の中に刷り込まれている。このバッシングを倍するキャンペーンを行うことを更に働きかけていく必要がある。

更に、多くの生活保護経験者が二度と受けたくないとして語る中に「無料低額宿泊所」での経験がある。貧困ビジネスとも言われているこの宿泊所は最低限のプライバシーさえ保つことができない薄いベニヤ板での仕切られた狭い部屋に押し込められ、生活保護費から数万

円が部屋代や食費天引きされるという実態が明らかになっている。こうした悪質な「無料低額宿泊所」へ受給者を収容することで事足りるという行政の姿勢を改めさせ、「無料低額宿泊所」の改善や原則民間のアパートなどを居住地とするなど住まいの改善は急務である。

滞日外国人を人間としてみない入管制度を変えさせよう

相談者の特徴的な事例の中で紹介したものは、日本の入管制度が滞日外国人を人間として見ていない制度であることを暴き出している。難民申請者や外国人留学生、技能実習生が陥っている現実にはコロナ禍の様々な施策や最低限度のセーフティネットからもはじき出している結果である。

彼ら彼女らに与えられている在留資格は「仮放免」や「帰国準備」である。これらの資格は、一か月ごとなどの小間切れの資格で働くことができない。現在入管の収容所はコロナの関係で収容人数が減っているが、この収容所での生活は劣悪を極めていた。だが、この施設から出ることができて待っているのは働くことも禁じられた生活である。ボランティアの人々にかろうじて支えられた生活や違法を承知での就労や盗みを行うしか生存を保つことができない。こうした現実を放置したまま「犯罪者集団」かのように描き出すキャンペーンが行われている。

また、コロナ禍の中で帰りたいとも帰れない元留学生たちや元技能実習生たちは日本に来る際に多額の借金を抱えており、更なる苦痛を強いている。実態として安価な労働力として日本政府企業は彼らを迎え入れておきながら、困難が生じたら切り捨てるこうした姿は、滞日外国人を人間として見ていない証左である。入管制度の改善や技能実習制度の廃止もまた労働運動の課題である。

「職よこせ」運動を

戦後、出兵者や海外居住者の大量帰国、炭鉱の閉山などの産業構造の変化の時に労働組合や政党を中心に「失業対策」が要求された。この結果国鉄や区役所の給食調理・学童擁護(みどりのおばさん)・土木作業に多くの人たちが臨時雇用され、そして彼ら、彼女らは「正規職員化」勝ち取った。今、こうした仕事の多くは「公務」から「民間へ委託」された仕事となっているが、失業対策のために仕事を作り出すことは必要性が増している。多くの相談者は働きたいという希望を持っていた。また、「相談村」に働きたい人を探しに来る企業もあった。働きたい人に働く場所を確保する、その際には不法な働かせ方をさせないという事も大切である。

今後必要となるワクチン接種のための必要な人員の確保など臨時的な「働き先」を国や地方自治体が責任を持って作り出すことを要求しよう。現在郵便局の配達業務や宅配便の配達、スーパーマーケット、介護などが多くの働き手を必要としているが、その仕事のほとんどを非正規労働者が担っている。本来恒常的にある仕事を非正規労働者に担わせること自体が問題である。希望する労働者の正規職員化を要求するとともに、生活できる賃金にさせていくこと、正規・非正規の格差を是正させ、誰もが安心して働ける場所を作り出そう。

以上のような課題を今春闘の課題として闘う必要性を「相談村」の経験は指示している。

「年越し支援・コロナ被害相談村」に参加して

◆ 高野 飛鳥（東京清掃労組青年部長）

私は1月2日に開かれたコロナ被害者相談村に参加してきました。参加したきっかけとしては、他の仲間からの声掛けで微力ながら手伝えることはないかと考えたからです。

初日や2日目は相談者が少なかったと聞いていたので、最終日はどのくらい来るのか心配でした。私は午後からの参加となってしまう、受付時の対応から誘導を担当しました。まばらではありますが、ちらほらと相談者が入り口に来て

ていましたが、ほとんどの方が明るい雰囲気ではないことが伝わってきます。中には初日から食料の提供を求めてやってくる方もおり、東京都が提供するホテルに宿泊しているとのことでした。また、決して多くはないですが、女性の方も見られました。やはり、こうした場所に来ることさえも勇気があることなのだと感じます。支援者の声によって女性専用のブースを設けたとのことでしたが、必要だったと確信しています。

たった1日の参加ではありましたが、新型コロナウイルスがもたらした影響は計り知れません。私自身は仕事があり、賃金があり、住む場所があるため、現状に厳しさを感じにくい環境におかれており、未曾有の危機に対する危機感が極限まで薄れていると気づかされました。多くの人が生活さえままならない。そんな状況を作り出す今の社会を変えていくことが必要だと感じました。



◆ 赤岩 祐介（東京清掃中央支部青年部長）

今回の「コロナ被害相談村」に私は都合が合わず1月2日の昼過ぎから参加しました。昨年末から相談村に参加される仲間がいる事を聞いていたので、片付けだけでも手伝えないかと思い参加しました。私が現地についたときにはスタッフと相談者の区別がつかないほど人が集まっていました。受付をしてすぐに何をしたわけではありませんでしたが、年明け早々にスタッフ側として多くの方が参加されていたことに驚きました。私が会場についてから、相談者の方が大人数ではないですが、途絶えることなく相談受付にいらしたと思います。

私が会場に来てから4時間程で片付けはじめ、その後全体の総括が話されました。その中で、今回の相談村が以前の「派遣村」の総括をもとに、女性専用の相談窓口を設けたことで女性の相談者が多かったことが話されていました。臨時的な「相談村」「派遣村」の様な取り組みであっても、しっかりと次に繋げていることに素晴らしいなと感じました。また、年末年始にたくさんの方の協力のもと多くの相談者に対応することが出来た「コロナ被害者相談村」の様な取り組みが行われていることを身近な仲間にも伝えていきたいと思いました。

「飲食店関連コロナ集中労働相談」から見てきたもの

須田 光照（全国一般東京東部労働組合書記長）

コロナ禍で1月に発令された政府による2回目の緊急事態宣言で影響を受けている飲食店などで働く人たちの労働相談に応じようと、全国一般東京東部労組は1月9日に「雇用と生活を守れ！飲食店関連コロナ集中労働相談」を実施し、当日40件の相談に対応した。



■ 飲食店の労働者から相次ぐ相談

寄せられた相談は次のような内容だった。

- ・すし店アルバイト（女性） 「予約が入らないから」との理由で休まされている。社員には補償が支払われているのにアルバイトには補償がない。1月末での店舗閉鎖も通告された。
- ・居酒屋社員（男性） 店舗が閉鎖された。雇用保険も未加入。生活が成り立たない。
- ・ラーメン店アルバイト（男性） 昨年4月の1回目の緊急事態宣言発令時から休業に入っているが、手当の支給がない。
- ・そば店アルバイト（男性） 今回の緊急事態宣言後、店長より「今後は社員中心に回していく。アルバイトのシフトはなくなるかもしれない」と言われて不安。
- ・配せん会社社員（女性） コロナで仕事も賃金も激減。今後どうしていいかわからない。
- ・試食販売派遣（女性） コロナの影響で昨年からの仕事がなくなっている。生活保護を申請したい。
- ・パブアルバイト（女性） 緊急事態宣言期間中、仕事がないので賃金補償されず（休業の指示はなし）。
- ・レストランアルバイト（男性） 昨年12月からシフトがカットされ収入が20万円近く減った。
- ・レストランパート（女性） 昨年1回目の緊急事態宣言時から休業させられているが、通常の賃金の1割前後の手当しかもらえていない。
- ・焼肉店パート（男性） シフトが削られている。コロナが収束しなければ雇い止めにすると言われている。
- ・居酒屋パート（女性） 今回の緊急事態宣言後に時短営業になって給料が減った。家賃が払えない。

■ 非正規・女性・外国人へのしわ寄せ

こうした飲食店関連の労働相談は同日だけでなく、その後も継続的に寄せられている。

昨年からのコロナ禍で店舗の休業や営業時間短縮などの「自粛」の影響を受け、すでに限界寸前まで疲弊していた労働者に対し、2回目の緊急事態宣言が追い打ちをかけ、いよいよ深刻で切迫した生活困窮に陥らせている構図が浮かび上がった。

パートやアルバイトなど非正規雇用で働く人が相談者の大部分を占めた。もともと低い時給と不安定な有期雇用で、貯金や頼れる人も少ないため、賃金の減少や雇用の喪失が、たちまち住む家や食べるものに困るという状況にストレートに結びついているのだ。

店の都合で出勤日や労働時間が直前まで決まらない不規則なシフト制で働いている人が多いことも特徴である。コロナ禍の影響で8カ月間も出勤できていないにもかかわらず、店側からは単なる「シフトが入っていない」状態と扱われ何の補償も受けていない相談者がいた。

集中相談日に寄せられた相談40件のうち18件は女性労働者からのもので、通常よりも高い比率を示した。また、店舗で働く外国人労働者のみ休業を命じられたり雇い止めを示唆されたりするなど差別的に扱われている相談もあった。労働者の中でも特に弱い立場に置かれている非正規・女性・外国人に犠牲が集中している。そして、その大部分が労働組合に加入していない「未組織」の労働者である。

■ 労働者の生活を顧慮しない経営者

相談を受けていて怒りを感じるのは、驚くほど経営者が労働者の生活に何らの顧慮も払っていないことだ。相談例にもあるように、あまりに多くの労働者が休業手当を一部ないしは全部支給されていないことをどのように考えるべきか。

そもそも国は緊急事態宣言での営業「自粛」に伴って経営者が労働者を休ませた場合に休業手当支払いの法的義務があるかどうかは「ケースバイケース」としている。この国の立場を背景に、休業手当の不支給がただちに違法となり罰せられるのであればともかく、あいまいな状態ですすんで手当を支給する経営者は多くないというのが現実である。

休業手当を支払っている場合でも、労働基準法で平均賃金の60%を支払えば事足りると解釈している経営者が多い。もともと最低賃金すれすれの低時給のため、その60%の水準では労働者の生活は到底成り立たないのは容易に想像できるはずだが、まったく意に介さない。

雇用調整助成金の「コロナ特例」を活用すれば、会社のふところを痛めることなく100%の休業手当を労働者に支給できるような場合であっても、経営者が申請すらしていないと思われる労働相談が相次いでいる。

これらの根底には「労働者の生活など知ったことか」という自己利益の追求のほかに関心を持たない経営者の基本的な態度、言い換えれば資本家の階級的立場があると言わなければならない。

■ 労働者自身が声を上げていく運動を

一方で労働者の間には権利の主張や行使をためらう気分が漂っている。

「店長もコロナでお店の運営が苦しい時だから」「ウイルスのせいなので社長を責めても仕方ない」「みんな大変なのに自分だけの権利を主張するのはわがままではないか」など、権利

侵害されている労働者本人が不当な仕打ちを受け入れて自らの生活を犠牲にする意識を内面化しているのだ。この傾向は以前から労働相談で目立っていたが、コロナ禍でいっそう強まっているように感じる。

このような階級対立をあいまいにする考え方や声を上げて闘うことへの忌避感を労働者がいかに払拭するかが最大の課題である。ここを突破しなければ、いかなる政策・制度を用意したとしても機能しないだろう。

休業手当が得られない労働者のために賃金の一部を国が直接支払う「休業支援金」も、経営者が休業の事実を証明することを渋ったり、当の労働者本人が経営者の顔色を気にして申請にしり込みしたりするなどして十分に活用されていない現状があるのはその典型といえる。労働者を弱い状態に留め置いたまま「恩恵的」な救済措置を代行的に講じたとしても、それらが機能しないだけでなく、労働運動の発展には結びつかないという意味で厳しい状況は変わらない。

コロナ禍はたしかに労働者の苦しさを拡大しているが、経営者の利益のために労働者が一方的に犠牲を強いられる階級関係、貧困や失業を不可避免的に生み出す社会構造はコロナ以前からのものである。

コロナ禍を契機にあらわになった社会の矛盾を根底から変えるための労働運動が今こそ求められていると思うが、その運動の主体を担うのは労働者自身にほかならない。

労働者自身が経営者に対し、あるいは国に対し、「生きさせろ！」と声を上げて生存権を自らの手で獲得する闘いを組織化していく運動にいっそう力を入れて取り組んでいきたい。

生活困窮者支援行動と労働運動

—「年越し派遣村」との比較もふまえて—

河添 誠（最低賃金大幅引き上げキャンペーン）

2020年春先から新型コロナウイルス感染症の拡大によって、サービス業を中心に経済活動が縮小している。そのため、非正規労働者が解雇、休業、労働時間短縮などで生活困窮に追い込まれている。

この状況に、労働運動としていかに対応するのか、ということが問われているわけであるが、残念ながら、その動きは市民運動に比べて鈍かったと言わざるを得ない。

反貧困運動は、いち早く体制を整え、さまざまな運動団体が連携しつつ電話相談や対面相談を継続していた。反貧困ネットワークや稲葉剛氏らの東京つくろいファンドは、新型コロナ災害緊急アクションというネットワークをつくり、生活困窮者から電話やメールでの連絡を受けると、所在地まで向かって支援するという手法で支援を展開している。これは、感染を拡大させられないということで一か所に集めての相談活動を避けながらの支援手法として考えられたものであった。

さて、そうしたなかで、2020年年末を迎えた。

年末年始は、毎年、経済活動が縮小し、仕事が減ることと、生活保護の申請ができる福祉事務所が閉まるということで、生活困窮が拡大する。ほっておけば、深刻な事態が広がるため、各地で野宿者支援団体が炊き出しをおこなってきた。

2020年末は、コロナ感染の拡大によって、生活困窮の拡大がはっきりしていたため、それへの対応を反貧困ネットワークなどの反貧困運動は、東京では、四ツ谷のイグナチオ教会で「年越し大人食堂2021」を開催した。食事の提供と相談のセットで対応した。

労働運動は、対応が遅れていたが、全労連が中心に12月19日に、日比谷公園で、「コロナ災害『なんでも相談会』」を開催し、食料提供と相談会を開催した。

年末ギリギリになって、急遽、開催されたのは、リーマンショック時の「年越し派遣村」と似たネットワークで、日本労働弁護団の有志や全国ユニオンなどが呼び掛けた「年越し支援・コロナ被害相談村」が、12月29日、12月30日、1月2日の3日間、開催された。日程は、反貧困ネットワークなどがおこなう食事提供と相談会の日とは別の日に設定し、生活困窮状態にある人がいつでも相談に来られるように設定した。この「コロナ相談村」には、連合、全労連、全労協傘下の労働組合の活動家が結集し、「年越し派遣村」当時のネットワーク以来の結集が可能となった。

さて、以上が昨年末から今年にかけての年末年始行動の概要である。この行動とリーマンショック時の「年越し派遣村」運動とを比較してみよう。

外形的には、東京都の対応が変化し、今年については、住居のない生活困窮者が宿泊するためのホテルを東京都が確保していたため、運動側として「派遣村」のときのようにテントを張るなどの準備は必要がなかった。東京都の相談窓口につなげば、いろいろありながらも、なんとか一時的な宿泊場所は確保できる状態にあったからである。

そうした外形的な違いはともかく、より深く検討されるべきは、市民運動の支援行動とほぼ同じ内容のことを労働組合がおこなったということはどう考えるかという点である。

リーマンショック時の「年越し派遣村」は、派遣切りが吹き荒れる中で、解雇され寮も追い出された労働者を労働組合が組織し争議をたたかうさなかに開かれた。生活困窮者支援という外形では、「年越しコロナ相談村」と同じように見えるが、「年越し派遣村」は派遣切り争議とセットでたたかわれ、労働者派遣法の問題を鋭く告発し、派遣切りを強行する派遣先大企業を激しく追及する労働運動であったという点で、まったく異なる。

そうだったからこそ、鋭く政治にも切り込むことができ、民主党鳩山政権への政権交代の後押しともなった。

では、なぜ、今回のコロナ災害下の生活困窮者支援行動に労働組合が市民運動と同様の行動しか取り組めていないのか？これを考える必要がある。

コロナ災害において、非正規労働者が特に激しい被害を受けている。野村総研の調査では、90万人以上のパート・アルバイトなどのシフト制で働く労働者が事実上の失業状態におかれていると試算されているほどであるにもかかわらず、労働運動の動きは鈍いと言わざるを得ない。

非正規労働者の生活困窮に対して、あいかわらず雇用調整助成金、休業手当、休業支援金の拡大といった生活困窮にブレーキをかけるにはあまりにも貧弱な制度要求しかできていな

いのが現状である。

これは、コロナ感染拡大以前の「平時」から、「非正規労働者の低所得状態をどうするのか」「非正規労働者の不安定な雇用環境をどうするのか」という点において、労働運動側の議論が不足しており、共通目標が存在していないことによると私は考えている。

非正規労働者の生活困窮は、平時から日常的に起こっていることであり、それがコロナ禍で深刻な状況になるまで拡大しているわけで、労働運動が非正規労働者の生活困窮に本気で取り組むことが突きつけられている。それができないのであれば、労働運動は、労働運動としての独自の存在意義を失い、市民運動に溶けて消え去ることになるだろう。

労働運動にとって、正念場ともいえるのではないか。

会計年度任用職員制度と人勸制度の矛盾を考える

森 哲二（自治労兵庫県本部）

1. 現場の実態とはかけ離れた法改「正」

会計年度任用職員制度は、地方自治体で働く 64 万人（2016 年総務省調査）と言われている臨時・非常勤等職員が地方公共サービスの重要な担い手になっているに関わらず、任用や勤務条件が適切でない自治体が多く、抜本的に見直す必要があることから地公法改正が行われた。法改正の国会審議のなかでは、「任用根拠の明確化」だけではなく「地公法の厳格適用（恒常的業務には正規職員を充てる）」「同一労働同一賃金」「処遇の改善」も法改正の主旨であることが確認されたが、実務として示された総務省マニュアルは各自治体現場の現状を無視したもので法改「正」後も違法状態を作り出すものとなった。

2. 兵庫での会計年度任用職員一時金削減阻止のたたかい

2020 賃金確定闘争では、会計年度任用職員の期末手当 0.05 ヶ月削減の取り扱いをめぐる攻防となった。兵庫では、県、神戸市、28 一般市、12 町の計 42 自治体（一部組合を除く）があるが、結果は、0.05 ヶ月削減実施＝県、神戸市、8 一般市、4 町、0.05 ヶ月削減見送り＝20 一般市、8 町である。

兵庫県本部は、11 月 5 日に単組代表者会議を開催し、2020 賃金確定闘争の具体的な方針を確認した。特に会計年度任用職員の期末手当削減については、0.05 削減阻止に向けた意思統一を行った。

会計年度任用職員制度が本年 4 月から施行され、期末手当について正規職員に準じて 2.6 ヶ月支給されることとなった。しかし、自治体の中には、財源問題を理由にして、一時金 2.6 ヶ月支給する代わりに月例給を引き下げるという手法が行われた。また、会計年度任用職員の給与条例では、一時金について「常勤職員に準じて」とされている自治体では、常勤職員

が人勧どおり 0.05 ヶ月引き下がれば、それに準じて適用とされることとなる。

こうした状況の中、①勤勉手当が支給されていない中で一時金全体から見て会計年度任用職員の期末手当を削減することは合理的ではないことから削減を行わないこと、②制度導入時に一時金を支給することを理由に月例給を引き下げた自治体は、年収確保を理由として月例給が引き下げられてことから期末手当削減をしないか月例給の引き上げを行うことの2点を基本に各単組の交渉状況を共有しながらたたかきを進めた。また、県本部は、県市町振興課との協議において、会計年度任用職員の期末手当について削減しない合意をしたことについて、不適切との助言や特別交付税による減額などの措置は行わないことなど労使合意への介入をさせないことを確認した。

結果として28自治体42単組（42自治体74単組）で今年度の期末手当0.05 ヶ月削減を阻止することが出来た。しかし、妥結内容を見ると制度そのものの無理解があることも明らかとなった。

3. 法改「正」を未だ理解できていない自治体当局

会計年度任用職員制度の導入は、地方自治体および臨時非常勤等職員にとっては、大変大きな法改「正」であった。しかし、制度の根幹にかかわる部分については労使ともに理解不足のまま制度施行となった側面もある。

(1) 公務員労働者の権利について

みなさんもお存じのとおり、公務員労働者は、労働三権のうち、労働協約締結権と争議権など労働基本権がはく奪されている（公営企業労働者と現業労働者については公営企業法により労働協約締結権は有する）。もちろん、憲法で保障された労働三権が認められていないことは憲法違反であり到底認められないことは当然である。

このことにより、労使交渉では賃金決定できないため、それらの代償措置として、国においては、人事院勧告制度が設けられている。人事院は毎年8月頃に、民間企業に勤める労働者と一般職の国家公務員の給与水準を比較検討して、給与の改定を内閣と国会に勧告及び報告を行う。

地方自治体では、地方公務員法第24条の給与決定の3原則（①職務給の原則、②均衡の原則、③条例主義の原則）により賃金決定が行われることになるが、都道府県及び政令市等には人事委員会が設けられており、9～10月に人事院と同様の取り扱いがされる。人事委員会が設置されていない自治体では、労使交渉の結果に基づき給与条例の改正提案が議会に対してなされるが、人事院勧告を基本に労使交渉が行われており、事実上、公務員の給与水準を決める役割を果たすのは人事院勧告となると考えざるを得ない状況である。

(2) 会計年度任用職員と人勧制度の関係

① 国家公務員の非常勤職員・臨時的任用職員の取り扱い

国家公務員で自治体の会計年度任用職員に類するものは期間業務職員である。期間業

務職員は、「各省庁の長が、1日につき7時間45分を超えず、かつ、1週間当たり38時間45分の4分の3を超え、38時間45分を超えない範囲内で任意に設定」とされており、給与についても「常勤職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する」とされている。つまり、各省庁の予算の範囲内で賃金や労働時間が決定されているということである。

上記の取り扱いのため、各省庁において給与及び賞与の取り扱いが異なる実態となっている。結果、国の期間業務職員は人事院勧告制度の範疇には入らないということで勧告が行われることはなく、報告の中でふれられるに留まっている。

②地方自治体での取り扱いをどう考えるか

これまで臨時・非常勤等職員の賃金については、ほとんどの自治体で前年度の正規職員の労使合意結果を受けて翌年任用時の賃金に反映されてきた。兵庫でも先行単組のいくつかは当該年度での反映をしてきたがそれも不十分なものであった。適切に地公法22条職員として採用されていた職員は、正規職員と同様に給与条例が適用され、賃上げの時には差額支給も行われてきた。

今回の法改「正」でほとんどの臨時・非常勤等職員が会計年度任用職員（地公法22条の2）とされた。これまで地公法3条3号3項で任用されてきた非常勤嘱託職員の労働組合は、労働3法が適用されていたことからいけば、労働基本権が制約されることとなった。

このことは、会計年度任用職員が地公法24条（給与決定3原則）により賃金決定が行われることを示している。であるならば、労働基本権制約の代償措置として人勧制度により勤務・労働条件が決定されると解すべきである。

総務省マニュアルにおいても下記のとおり記されている。

「改正法により、会計年度任用職員が一般職の地方公務員として明確に整理されたことから、新地方公務員法第24条が適用になります。このため、各地方公共団体の条例やその委任に基づく規則等において会計年度任用職員の具体的な給料又は報酬等の制度や水準を定める際には、新地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域、地域の民間企業において同一又は類似の職種がある場合には、その労働者の給与水準の状況等に十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ適切に決定することが必要です。

民間企業の労働者の給与水準との権衡については、各地方公共団体において、人事委員会による公民比較を通じて民間給与との均衡が図られている常勤の職員の給与を基礎とすることにより、間接的に実現されると考えられます。また、給与情報開示の取組を徹底することを通じて、適正な給与水準の確保を図ることも重要です。

国の非常勤職員の給与水準との権衡については、国の非常勤職員の給与が、『基本となる給与を、当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号俸の俸給月額を基礎として、職務内容及び職務経験等並びに在勤する地域の要素を考慮して決定する』とされており、会計年度任用職員についても同様の考え方をとっています。」

こうした考え方から、兵庫県、神戸市の人事委員会は再任用職員のように独自の一時

金の勧告はしなかったため、制度上正規と同様に期末手当の削減を行うとの姿勢を崩さなかった。地方自治法 203 条の 2、204 条により期末手当のみが支給対象とされており、勤勉手当が支給されていない状況の中で、人事委員会が会計年度について再任用職員と同様に別途の勧告をしなかったことや「制度上の問題」とした県・神戸市当局の姿勢は疑問を持たざるを得ない。

※ 再任用職員は、一時金については独自の月数であり、生活関連手当についても支給されていない。

③会計年度任用職員の法改「正」後の取り扱いはどうあるべきか

賃金制度のことだけ言っても今回の法改「正」は、全く新しい制度に変わったと言っても過言ではない。

上記①②に記したように人事院勧告は非正規職員に勧告する制度となっていないし、都道府県・政令市人事委員会も会計年度任用職員の賃金・労働条件について勧告はしていない。地公法 24 条が適用されるということであれば労働基本権の代償措置として人勧制度が前提になることが当然である。であるならば、都道府県・政令市の人事委員会は会計年度任用職員についてもきっちりと勧告をすべきである。

その他の地方公共団体は正規職員も勧告制度はなく、基本的には人事院勧告をもとに労使交渉で決定されてきた。しかし、上記①に記したように国の勧告が非正規職員にふれていないことを前提に労使協議を行わなければならない。多くの自治体は給料表については行政職給料表を適用していることから、正規と同様の取り扱いになることが当然である。しかし、期末手当については、勤勉手当が出ていないことを考慮した取り扱いをしなければ平等な取り扱いとは言えないし、同一労働同一賃金の流れと大きく逆行することとなる。

今年度期末手当の削減を阻止したところでも、考え方は二つに分かれる。

- (1) 正規と同様の取り扱いをすべきところだが勤勉手当が支給されていないことや制度実施年度などを理由に会計年度任用職員のみ削減を見送る。
- (2) 会計年度任用職員は人事院勧告の取り扱いを 1 年遅れとすることから今年度は削減しない。

私たちが求めたのは、(1)であり、法律の解釈上も(2)になることはない。しかし、多くの当局が臨時・非常勤等職員制度の時のまま次年度に反映する考え方を持っており、労使ともに混乱をした。当局（総務省も含め）は、地方自治法 203 条の 2、204 条により期末手当のみ支給対象とされており、勤勉手当については支給できないという姿勢である。であるならば、改めてこれまでのたたかひの歴史に学びたたかひをつくり上げるしかない。法改正前も臨時・非常勤等職員の賃金・手当等の改善が困難を極めてきた。そうした中でも、労働組合を結成し、労使交渉を積み重ね、「自治体における臨時・非常勤等職員の役割が行政サービスにとって重要な役割を果たしている」ことを確認させ、処遇改善にむけた努力を求めてきた歴史がある。結果、法と実態の乖離を確認し、自治体労使が割増報酬・追加報酬という考え方を作り出し、賃金改善や手当の支給につなげてきた。

総務省は、今回、こうした自治体労使の努力（工夫）に対して全く無理解な姿勢で指

導を行ってきたのである。これまでは、総務省も追加報酬、割増報酬ということに対して指導はしてこなかったし、この間、こうした工夫を活用して総務省も超過勤務手当について割増報酬として支払うことを求めてきた。ご都合主義の極みである。

割増報酬・追加報酬という考え方は、現行法でも可能である。前述した様に、総務省は、パートタイム職員については、期末手当以外の手当の支給は認めていないが、超過勤務手当は割増報酬、交通費については費用弁償として追加報酬として支給できることとした。こうした当局都合だけの法解釈を許さず、勤勉手当分を追加報酬として支給させていくはかのうである。フルタイムについても同様である。このまま法改正されず勤勉手当が支給されないのであれば、全国各地で勤勉手当分を追加報酬として支給させるたたかいを進めていくことが重要となる。

4. 今後のたたかい

会計年度任用職員の多くは、いつ雇止めを言われるかと不安な状態で日々を過ごしている。このことは制度が変わっても何も変わっていない。業務が継続するにもかかわらず雇用期間に上限を設定し、働き続けたいと希望する職員の雇止めを行い、新たに会計年度任用職員を採用するということを繰り返す団体が増加している。多くの会計年度任用職員は、本来、正規職員が配置されなければいけない恒常的・継続的業務に就いており、会計年度任用職員がいなければ行政は一日たりともまわることはない。そして、誰にも生活がある。積み重ねた経験を生かし、働き続けたいと考えることは働く者にとって当然のことである。だからこそ、会計年度任用職員が均等待遇の対象は同じ職場で働く正規職員である。

改めて、「差別は許さない」「平等に扱え」など原点に帰った当事者運動を基本としながらも、正規職員の意識改革を進め、組織全体のたたかいへと変わっていかねばならない。

そして、会計年度任用職員制度の矛盾を明らかにし、①勤勉手当支給を認める法改正運動の強化、②法改「正」の主旨である「同一労働同一賃金」「処遇の改善」など均等待遇を求めた具体的な取り組みと最低限、年収減をさせないとりくみを強めていくことが求められる。

韓国におけるコロナ禍でのホームレス対応

白石 孝（反貧困ネットワーク世話人、
NPO 法人官製ワーキングプア研究会理事長）

2019年12月に中国で感染者が確認された一か月後の1月、日本でも韓国でも感染者が判明。しかし、日本で社会的政治的にコロナウイルス感染拡大が意識化されたのは、2月末の安倍首相による小中高校臨時休校要請と3月下旬の東京オリパラ延期に芸能人死亡、そして4月に入ってからの緊急事態宣言だった。すべて対策は後手に回った。

私たち反貧困ネットワークは、30以上の反貧困関連運動団体に呼びかけ、3月24日に「新型コロナ災害緊急アクション」を発足させた。その直後から緊急事態下で非正規労働者が仕事と住まいを失う事態が急増し、また仮放免など在留資格がなく就労不可能な外国人の困窮が顕在化してきた。

反貧困ネットは、仕事や住まいを失い、わずかな貯えも無くなって路上に出た労働者の個別救済を開始し、募金を呼びかけた。その途端、全国からの寄付が日々振り込まれ、短期間に2千万、3千万円が寄せられた。私の社会運動経験でもあり得ないほどの寄付が次々と寄せられた。

以降、12月までの9カ月間で1億1千万円が集まり、約1,600人に約5千万円の宿泊や生活資金を手渡すことが出来た。「共助」の活動としては一定の成果を上げている。しかし、こういった活動をどこまで続けることが出来るのか、緊急救援から住まいの確保や生活保護受給までは出来ても、自立、自活やその後のフォローまでを民間団体だけで担えるのか、公的責任はどうなっているのか、それらについて日本よりいち早く、感染者判明直後からコロナ対策を実施した韓国の実情を把握するため、ソウル在住で長年通訳・翻訳でお世話になっている鈴木明さんに調査を委託した。12月に届いた調査結果は、日韓の違いを明確に示していた。調査のあらましを紹介する。

◆ ホームレスの状況1～まずは住居の確保から

韓国では「野宿人」と呼んでいる。その野宿人の概念が日本より広い。①相当期間、住居なく生活、②施設利用している、に加え、③相当期間、住居として適切さが著しく低い所で生活、という定義がされている。

③は「チョッパン」といい、民間賃貸で3㎡程度、トイレ、シャワー、炊事設備は共同使用。韓国での「最低住居基準」は、一人当たり14㎡、上下水道、台所、水洗トイレ、シャワー設備があり、防音、換気、採光、暖房設置としている。映画「パラサイト」を想起してほしい。

「非住宅居住者」とされているのは、チョッパン、ビニールハウス、コンテナ、考試院（元々は受験者用一坪空間だったが、広く普及）、旅人宿なども対象としている。

一方、日本では「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義し、ネットカフェや簡易宿泊所などは対象外だ。住宅基準はひとり世帯25㎡となっているが、貧困者住宅の位置づけはあいまいだ。

文在寅政権の住居政策は、①家賃未納で退去危機にある世帯に公共賃貸の空き家を6カ月間提供、②緊急支援世帯に保証金引き下げ適用、③公共賃貸の賃料6カ月猶予など。ただし、不安定雇用労働者で民間賃貸住宅入居者約245万世帯への対策が遅れているので、「住居権ネットワーク」（12団体で構成）は、商店主への賃料6カ月猶予措置に対し、個人には適用されていないので、強制退去禁止、猶予措置の適用を強く要求している。

◆ ホームレスの状況2～自立支援

ソウル市の事例を取り上げる。野宿人の自立支援として、①路上相談 - 緊急保護 - メンタル相談 - 医療支援から始まり、②施設入所（自立プログラム、雇用相談）、③住居支援（賃貸

住宅、共同生活家庭入居支援、フォロー)、④地域社会復帰(地域住民センターや地域社会福祉館と連携)となっている。

住居支援では、①一時保護施設(一時的な住居・食事提供、医療支援、シャワー・理美容サービス)4か所、②自活施設(労働能力がある野宿人に、住居、食事、職業相談、職業訓練、雇用支援)概ね1区1施設、③リハビリ施設(心身障害、疾患で自立困難者に住居・食事提供、リハビリ実施)8か所、④療養施設(短期での復帰困難者に住居・食事提供、相談、治療、介護)6か所。

雇用支援は、個々人の状況に応じた段階的プログラムを組んでいる。野宿者には様々な成育歴、職業歴があり、心を病んでいる方も多し。そこで、①共同作業場就労(勤労能力が低い人)、②公共雇用半日労働(身体障害や労働習慣希薄の人)、③公共雇用全日労働(民間雇用移行準備)、④民間雇用(自立化)で、野宿人雇用支援センターを開設している。

◆ その他のホームレス支援事業

ソウル市では、無料の食事(給食)提供を33か所で実施し、うち市予算が8か所、民間(教会、非営利団体など)25か所となっている。

また、全国民対象の「緊急災難支援金」は、99.5%が申請したが、野宿人は路上生活者36%、施設入居者70%だったので、7月からソウル駅や市庁舎前で申請相談窓口を設置。

医療支援については、野宿期間3カ月以上、公的保険未加入あるいは保険料滞納6カ月以上が対象だが、対象漏れもあり、改善の余地がある。

◆ 日本では

一方の日本だが東京都を例にとると、巡回相談事業を実施し、ホームレス及びおそれのある人の状況を把握し、面接相談を行い、自立支援センター等の福祉施策につなげる、としている。

支援センターは、①緊急一時保護事業 23区内のホームレスを一時的に保護し、2週間程度の食事の提供および生活相談を行い、自立に向けた処遇方針作成のためのアセスメントを行う。心身ともに就労に支障がないと認められる場合、次の自立支援事業に移行する。②自立支援事業 緊急一時保護事業から通算して6か月程度入所し、就労による自立をめざして、生活相談や健康相談、公共職業安定所等と連携した職業相談などの支援を行う。

さらに、「地域生活継続支援事業」(自立支援センターを退所者対象。訪問による相談、助言など、地域での生活継続支援)、「支援付地域生活移行事業」(路上生活が長期化し、高齢化した路上生活者に対し、重点的な相談、一時的な住まいで、地域生活移行に必要な見守り等の支援を行い、路上生活からの脱却を支援)

居住、就労関係では、都が新宿歌舞伎町健康プラザ内に「東京チャレンジネット」を開設、「ネットカフェや漫画喫茶などで寝泊まりしながら不安定な就労に従事している方や離職されている方に対して、サポートセンターであるTOKYOチャレンジネットを設置し、生活支援、居住支援、就労支援及び資金貸付相談などを実施」しているが、紙面の関係で詳細は省略する。

◆ 日韓の大きな違い

このように見ると、日本でも形式的にはホームレス対策が進められているように見える。だが、実際はどうか。

まずは、ホームレスの把握と初期対応。都は「巡回相談を実施している」としているが、東京つくろいファンドや他の民間グループが、日常的な見回り活動をしているのが実態だ。ソウル市は、「路上相談班」を常設し、平常時は19班40人、冬季は37班91人態勢で、野宿人密集地域で365日、路上相談と施設入所案内や緊急現場対応をしている。また、「野宿人総合支援センター」が開設され、野宿人は自ら出向き、相談している。民間団体の「ホームレス行動」なども毎週定期的にソウル駅や龍山駅などを回っているが、個別相談対応よりは当事者と共に、野宿人政策監視や制度改善要求をしている。

つまり、公共サービスが基本にあり、市民運動は当事者性を担保しつつ政策監視、改善運動を主としており日本とは真逆だ。

次に自立へ向けての違いだが、日本では生活保護の申請から給付決定プロセスに余りにも問題が多い。申請そのものをさせない、無料低額宿泊所入所を強要する、扶養照会を前提とする、決定する場合でも2週間を大きく超えるなど、数々の問題点がある。

法制度も、韓国では「生活保護」法から「国民基礎生活保障」法に改正し、権利性を明確に位置付けている。

就労プロセスでも差が明瞭だ。政府事業としての「自活センター」事業があり、国民基礎生活保障受給者の中から、就労意思がある人については、自治体ごとに設置、中間支援団体が受託運営している地域自活センターで、カンセリングを含め、段階を経ての就労や起業プログラムに参加している。

女性野宿人を対象にしている「開かれた女性センター」もソウル市と連携し、緊急避難・シェルターから自立支援施設入居、自立化事業を進めている。その自立支援施設には、正規職の社会福祉士や心理カウンセラーなどが24時間体制で常駐し、心身とものサポートをしている。なぜなら、女性野宿人の多くが、DV被害と精神疾患を抱えていて、自立プロセスではそういったメンタル対応やコミュニティ意識醸成が必須だからだ。

このように、国や自治体が社会福祉政策を確立し、有為な人材やスキルを積み重ねている民間団体と公民連携をしていることが分かる。「公助」が基本にあり「共助」がコラボしている、その「共助」も公共サービスを担える力を持っている。また、政策監視や改善要求が市民社会運動の基本となっている。

鈴木明さんがヒアリング調査したひとつ「市民健康研究所」のスタッフは、「韓国の市民団体は個別相談でなく、デモを行う」と語ったそう。 「デモ」とは、「不当な対応を社会問題化させ、制度改善や法制化を要求する行動を意味する」ということだ。

鈴木明さんのレポートの最後は、「ホームレス行動の活動を見ると、そのとおりである。施設が取った外出禁止措置に抗議して国家人権委員会に救済を求め、公共雇用の予算削減措置を市側と交渉して撤回させた。無料給食所の中断を、実態調査をとおし発表し、大きく報道された。緊急災難支援金が申請できない実態を調査し、新聞に寄稿した結果は、行政を動かした。市民団体の役割を個別救済より、当事者で行う社会運動に重点を置いている韓国の状況が見えた調査であった。」と締めくくられている。